

社　会　保　障

昭和2年に349名の方面委員が設けられ、これらの人々によつて社会事業が強く推進せられてきたが、戦後昭和23年に民生委員法が施行され、方面委員の仕事が引継がれて、現在2 879名の民生委員が社会福祉増進のため活躍している。

生活保護法による保護人員は、昭和27年以降漸減してきた。これは「生活扶助」「住宅扶助」人員が減少したためであつて、県民生活が安定して來たことと思われる。しかし反面「医療扶助」人員が増加して來ていることは暗いものを感じさせる。

昭和22年「赤い羽根」運動として、民間社会福祉事業のため全国に発足した共同募金は年々その効果を増し、本県でも昭和31年には目標額230万円を達成した。これらの共同募金は児童福祉事業を始め、生活保護、更生等の事業資金として、多くの恵まれぬ方面に配分されている。

本県のように農漁村の多い県では、特に国民保険制度を広く普及し、住民の医療費負担軽減によつて生活の安定を図らねばならない。この制度が実施された昭和13年以降、昭和18年には全県下の100%の普及率をみたが、終戦の混乱で激減し昭和23年に市町村公営に制度が改まって再び普及も回復し、昭和31年には99保険者、102万人の被保険者を有している。